

損害賠償に関する専決処分報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 5 年 9 月 6 日 提出

熊取町長 藤原 敏 司

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定されている事項について、次のとおり専決処分する。

令和 5 年 8 月 2 1 日 専決

熊取町長 藤原 敏司

1. 事故発生日時 令和 5 年 6 月 2 3 日 午後 4 時頃
2. 事故発生場所 熊取町大久保南三丁目 1 6 2 3 番 1 教職員駐車場内
3. 相手方 貝塚市 [REDACTED]
[REDACTED]
4. 事故の概要 本町職員が公用車で熊取町立西小学校の南側教職員駐車場に進入した際、上り坂のため、アクセルを踏みながらハンドルを右に切ったところ、右前方で駐車中の相手方車両に衝突し、損傷を与えたもの。
5. 損害賠償額 7 0 0 , 3 0 0 円